



# 鳥取県公報

平成 24 年 3 月 27 日 (火)  
第 8 3 8 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県立倉吉未来中心の利用料金の一部改正 (187) (文化政策課) . . . . . 2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (188) (障がい福祉課) . . . . . 3
	建築基準法による指定確認検査機関に対する業務停止命令 (189) (住宅政策課) . . . . . 3
	建築基準法による指定確認検査機関に対する監督命令 (190) (〃) . . . . . 4
	基本測量の終了 (191) (技術企画課) . . . . . 4
	土地改良事業計画の変更の認可 (192) (東部総合事務所農林局) . . . . . 5
	県営土地改良事業の工事の完了 (193) (〃) . . . . . 5
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (194) (西部総合事務所農林局) . . . . . 5
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定 (7) . . . . . 6

# 告 示

**鳥取県告示第187号**

平成21年鳥取県告示第721号（鳥取県立倉吉未来中心の利用料金について）により告示した利用料金を追加することについて、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第11条第2項の規定に基づき平成24年3月27日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後	改 正 前																																																																																													
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 大ホール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">設 備 名</th> <th style="text-align: center;">設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">音響 設備 器具</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">CDレコーダー</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1台1回につき 1,010円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">マスターレコーダー</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">1台1回につき 1,010円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">備考 略</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 小ホール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">設 備 名</th> <th style="text-align: center;">設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">音響 設備 器具</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">DATデッキ</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1台1回につき 1,010円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">マスターレコーダー</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1台1回につき</td> </tr> </tbody> </table>	区 分			利用料	種別	設 備 名	設置数	略				音響 設備 器具	略			CDレコーダー	1	1台1回につき 1,010円	マスターレコーダー	3	1台1回につき 1,010円	略				略				区 分			利用料	種別	設 備 名	設置数	略				音響 設備 器具	略			DATデッキ	1	1台1回につき 1,010円	マスターレコーダー	1	1台1回につき	<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 大ホール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">設 備 名</th> <th style="text-align: center;">設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">音響 設備 器具</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">CDレコーダー</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1台1回につき 1,010円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">備考 略</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 小ホール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">設 備 名</th> <th style="text-align: center;">設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">音響 設備 器具</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">DATデッキ</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1台1回につき 1,010円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分			利用料	種別	設 備 名	設置数	略				音響 設備 器具	略			CDレコーダー	1	1台1回につき 1,010円	略			略				区 分			利用料	種別	設 備 名	設置数	略				音響 設備 器具	略			DATデッキ	1	1台1回につき 1,010円
区 分			利用料																																																																																											
種別	設 備 名	設置数																																																																																												
略																																																																																														
音響 設備 器具	略																																																																																													
	CDレコーダー	1	1台1回につき 1,010円																																																																																											
	マスターレコーダー	3	1台1回につき 1,010円																																																																																											
略																																																																																														
略																																																																																														
区 分			利用料																																																																																											
種別	設 備 名	設置数																																																																																												
略																																																																																														
音響 設備 器具	略																																																																																													
	DATデッキ	1	1台1回につき 1,010円																																																																																											
	マスターレコーダー	1	1台1回につき																																																																																											
区 分			利用料																																																																																											
種別	設 備 名	設置数																																																																																												
略																																																																																														
音響 設備 器具	略																																																																																													
	CDレコーダー	1	1台1回につき 1,010円																																																																																											
	略																																																																																													
略																																																																																														
区 分			利用料																																																																																											
種別	設 備 名	設置数																																																																																												
略																																																																																														
音響 設備 器具	略																																																																																													
	DATデッキ	1	1台1回につき 1,010円																																																																																											

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1,010円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p> <p>ウ 略</p> <p>2 略</p>			1,010円	略			略			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p> <p>ウ 略</p> <p>2 略</p>				略			略		
		1,010円																	
略																			
略																			
略																			
略																			

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。

附 則

この告示は、平成24年3月27日から施行する。

**鳥取県告示第188号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
内科	じん臓機能障害	松澤 充子	米子市彦名町1480-3 医療法人社団諒心会 米子ハート クリニック
脳神経外科	肢体不自由	吉岡 裕樹	鳥取市的場一丁目1 鳥取市立病院
循環器内科	心臓機能障害	山本 一博	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	三明 淳一郎	〃

**鳥取県告示第189号**

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35第2項第1号の規定に基づき、指定確認検査機関に対して業務停止命令を行ったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 処分をした年月日  
平成24年3月26日
- 2 処分を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名  
鳥取市田園町三丁目375 財団法人鳥取県建築住宅検査センター 理事長 森本 博美
- 3 処分の内容  
平成24年4月9日から1月間の業務の停止。当該停止された業務の範囲は、建築基準法に基づく指定資格検

定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第15条第1号から第4号まで、第9号、第10号、第13号及び第14号に規定する確認検査（以下「確認検査」という。）の業務のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 確認検査に係る契約を新たに締結する行為
- (2) 既に締結した契約の変更により、確認検査の業務を追加する行為
- (3) 業務の停止の期間満了後において(1)及び(2)の行為を実施するための見積り、交渉等の行為

#### 4 処分の原因となった事実

指定確認検査機関である財団法人鳥取県建築住宅検査センターは、機関省令第29条第3項の規定により15年間保存すべき書類の一部を当該期間が経過していないにもかかわらず、廃棄した。

---

### 鳥取県告示第190号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第1項の規定に基づき、指定確認検査機関に対して監督命令を行ったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 監督命令をした年月日

平成24年3月26日

#### 2 監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

鳥取市田園町三丁目375 財団法人鳥取県建築住宅検査センター 理事長 森本 博美

#### 3 監督命令の内容

指定確認検査機関である財団法人鳥取県建築住宅検査センターが、法第77条の29第2項の規定により確認検査の業務に関する書類（以下「書類」という。）を保存しなければならないにもかかわらず、一部の書類を廃棄したことに鑑み、法令遵守を機関内に徹底するための業務改善計画書を平成24年4月16日までに提出すること。また、この命令の日から1年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について四半期ごとに鳥取県知事に報告すること。

#### 4 監督命令の原因となった事実

指定確認検査機関である財団法人鳥取県建築住宅検査センターは、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第29条第3項の規定により15年間保存すべき書類の一部を当該期間が経過していないにもかかわらず、廃棄した。

---

### 鳥取県告示第191号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

#### 2 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町、東伯郡三朝町、湯梨浜町及び琴浦町、西伯郡大山町並びに日野郡日野町

#### 3 終了年月日 平成24年2月29日

**鳥取県告示第192号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市福部町高江131安田豊実ほか21人の者が共同して行う土地改良事業（非補助土地改良事業高江地区農用地造成）に係る土地改良事業計画の変更を平成24年3月19日認可したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成24年3月27日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

**鳥取県告示第193号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成24年3月27日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
県営ため池等整備事業高住地区ため池等整備	平成24年3月8日

**鳥取県告示第194号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月27日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

米子市及び境港市の各一部（別紙のとおりとする。）

## (2) 期間

平成24年4月20日から平成24年5月31日まで

## 2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

## 4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

- (2) 3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、15ミリメートル）以下とすること。
- (3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。
- （「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業総室、西部総合事務所農林局及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第7号

江府町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があつたので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年3月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

施設の名称	所在地
吉原活性化施設	日野郡江府町大字吉原893
美用地区都市農村交流促進施設	日野郡江府町大字美用1171
柿原ふれあい会館	日野郡江府町大字柿原404
小原体験交流施設	日野郡江府町大字美用2616
宮市原公民館	日野郡江府町大字宮市1021-3